

## 住宅に消火器の設置をおすすめします

一般住宅には消火器の法的な設置義務はありません。

しかし、万が一火災が発生した場合、消火器による初期消火は火災の拡大を軽減するため大変有効です。

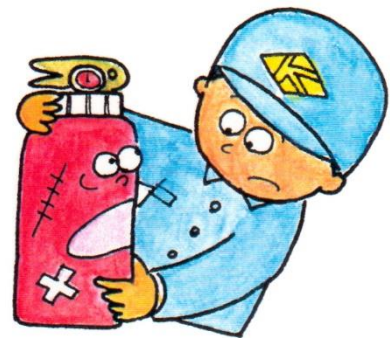
生命と財産を火災から守るため、消火器の設置をおすすめします。

## 消火器は適切な場所に保管しましょう。

初期消火器具として有効な消火器ですが、老朽化した消火器や、消火器の保管状態によっては正常に消火薬剤が噴出されないことや、容器の破裂等により重大な事故につながる恐れがあります。

### ○消火器の有効期限は過ぎていませんか？

・消火器の種類や製造メーカーにより異なりますが、一般的な消火器で8年から10年、住宅用消火器（薬剤詰替が不可能なもの）で5年とされています。



### ○容器の変形や破損、腐食の発生はありませんか？

・消火器は、雨風の影響を受けやすい場所や湿度の高い場所を避け、転倒する恐れのない場所に設置しましょう。

・消火器に変形や破損がある状態での使用、又は、腐食（さび）が進行している消火器の使用は大変危険ですので、廃棄や専門業者による点検をお勧めします。



# 消火器の廃棄方法について

2010年1月から新消火器回収システムの運用が開始され、(社)日本消火器工業会の委託を受け、(株)消火器リサイクル推進センターが消火器のリサイクルを行い、「特定窓口」及び「指定取引場所」への持ち込み、又は、「ゆうパック」による回収を行っています。

(消火器の処分にはリサイクルシール代及び運送・保管費用が必要です。)



[消火器リサイクル推進センター | リサイクル窓口検索 \(ferpc.jp\)](http://ferpc.jp)

初期消火器具として有効な消火器ですが、老朽化した消火器や、消火器の保管状態によっては正常に消火薬剤が噴出されないことや、容器の破裂等により重大な事故につながる恐れがあります。

○消火器リサイクルシステムに関する問合せ

[消火器リサイクル推進センター \(ferpc.jp\)](http://ferpc.jp) (株)消火器リサイクル推進センター ホームページ)

(TEL) 03-5829-6773/ (FAX) 03-5829-6774

受付時間 9:00~17:00 ただし、土日祝日、休日及び12:00~13:00 をのぞく

※富良野広域連合管内では、廃消火器のゴミ収集及び消防署、支署、出張所による引き取りは行っていません。

(エアゾール式簡易消火具(スプレー缶タイプ)は各市町村のゴミの分別方法に従い廃棄して下さい。)

※管内の消火器販売店によっては、消火器購入時に廃消火器の回収サービスを行っている店舗がありますので、購入する際に直接お問い合わせください。